東京都公安委員会告示第2705号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年11月9日

東京都公安委員会

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

別添のとおり

3　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、前2の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都立川市曙町３丁目７－１４ 株式会社　アーク・ワールド	放置違反金納付命令書（第　30-104-260714-206275）
東京都中央区銀座１丁目１２－４－７Ｆ 株式会社　ＲＩＣＨＩＥ	放置違反金納付命令書（第　30-104-260827-203495）
神奈川県横浜市青葉区元石川町３７１２－１４－Ｂ－２０３ 奥貫　一成	放置違反金納付命令書（第　30-104-260905-429335）
神奈川県横浜市青葉区元石川町３７１２－１４－Ｂ－２０３ 奥貫　一成	放置違反金納付命令書（第　30-105-260902-203994）
東京都港区高輪３丁目１１－８－１４０２ 中谷　健人	放置違反金納付命令書（第　30-106-260616-211289）
東京都葛飾区柴又３丁目２８－１６－３０３ ＳＨＥＮ　ＬＵ	放置違反金納付命令書（第　30-106-260625-215476）
愛知県名古屋市中村区平池町４丁目６０－５－１１１７ 株式会社　Ｌｏｋａｈｉ	放置違反金納付命令書（第　30-108-260625-201178）
東京都港区高輪３丁目１１－８－１４０２ 中谷　健人	放置違反金納付命令書（第　30-111-260611-209273）
大阪府大阪市西淀川区柏里３丁目１－７－３０２ 森沢　隼駆	放置違反金納付命令書（第　30-111-260821-208860）
東京都港区高輪３丁目１１－８－１４０２ 中谷　健人	放置違反金納付命令書（第　30-216-260624-428316）
東京都港区高輪３丁目１１－８－１４０２ 中谷　健人	放置違反金納付命令書（第　30-216-260703-428318）
東京都中野区沼袋１丁目１４－１０－３０３ 大内　颯	放置違反金納付命令書（第　30-217-260808-405279）
兵庫県神戸市垂水区小束山本町２丁目２０－２－６０４ 堤　壱嵯	放置違反金納付命令書（第　30-331-260726-201021）
東京都品川区南大井４丁目１２－１１－１１２ 伊藤　強	放置違反金納付命令書（第　30-331-260808-443570）
東京都渋谷区上原２丁目３－５　株式会社Ｈｕｇ内 株式会社コペルマネジメント	放置違反金納付命令書（第　30-331-260821-210068）
神奈川県横浜市南区山王町３丁目２４－１４－３０１ 鈴木　譲	放置違反金納付命令書（第　30-332-260802-206875）
東京都台東区日本堤１丁目２２－５　ビジネスホテル山王 浦島　弘樹	放置違反金納付命令書（第　30-436-260818-437069）
東京都台東区日本堤１丁目２２－５　ビジネスホテル山王 浦島　弘樹	放置違反金納付命令書（第　30-436-260825-406260）
東京都北区中里３丁目１－１７－１０５　オウクレール駒込 栗城　伸夫	放置違反金納付命令書（第　30-437-260809-401040）
東京都港区高輪３丁目１１－８－１４０２ 中谷　健人	放置違反金納付命令書（第　30-439-260203-409049）
東京都台東区竜泉１丁目３４－１１－９０３　メインステージ入谷４ ＺＨＯＵ　ＢＩＮ	放置違反金納付命令書（第　30-661-260822-202688）
千葉県松戸市樋野口７０５－１　めぞん・くさなぎ１０５ 水野　瑞希	放置違反金納付命令書（第　30-669-260712-420089）
埼玉県川口市中青木４丁目２－２８－２０３ 大原　歩	放置違反金納付命令書（第　30-771-260722-201791）
東京都新宿区高田馬場２丁目６－１０－２０７ 加藤　一久	放置違反金納付命令書（第　30-771-260808-205414）
東京都大田区雪谷大塚町４－１９ 有限会社　オフィスノエル	放置違反金納付命令書（第　30-771-260828-201263）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都港区高輪３丁目１１－８－１４０２
中谷　健人

放置違反金納付命令書（第　30-773-260705-202329）

東京都町田市南つくし野２丁目２８－８　株式会社築内
株式会社　Ｋ．Ｓ．Ｋ

放置違反金納付命令書（第　30-884-260726-422046）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都世田谷区深沢１丁目７－１３　日体大相撲部合宿所 由留部　圭祐	督促状（第　30-105-260624-203148）
東京都渋谷区恵比寿２丁目３２－２１－１０３ 矢崎　啓太	督促状（第　30-111-260618-428685）
東京都品川区中延６丁目９－６　パレ中延４０１ 今村　祐太	督促状（第　30-218-260608-419056）
東京都練馬区下石神井３丁目３－１０ 岡部　勇輝	督促状（第　30-332-260720-410068）
東京都世田谷区松原６丁目２４－２３　第二白聖館１０３ 阿部　源弥	督促状（第　30-333-260720-410159）
埼玉県春日部市大枝８９－８－１４－３０８ ＲＡＪＰＵＴ　ＧＨＵＬＡＭ　ＲＡＳＯＯＬ	督促状（第　30-550-260419-204437）
東京都練馬区下石神井３丁目３－１０ 岡部　勇輝	督促状（第　30-550-260707-201894）
東京都練馬区下石神井３丁目３－１０ 岡部　勇輝	督促状（第　30-550-260708-413123）
東京都練馬区下石神井３丁目３－１０ 岡部　勇輝	督促状（第　30-550-260709-407019）
東京都世田谷区深沢１丁目７－１３　日体大相撲部合宿所 由留部　圭祐	督促状（第　30-555-260526-201142）
東京都世田谷区深沢１丁目７－１３　日体大相撲部合宿所 由留部　圭祐	督促状（第　30-555-260530-201179）
東京都世田谷区深沢１丁目７－１３　日体大相撲部合宿所 由留部　圭祐	督促状（第　30-555-260618-201325）
東京都世田谷区深沢１丁目７－１３　日体大相撲部合宿所 由留部　圭祐	督促状（第　30-555-260622-201342）
東京都世田谷区深沢１丁目７－１３　日体大相撲部合宿所 由留部　圭祐	督促状（第　30-555-260622-201350）
東京都世田谷区深沢１丁目７－１３　日体大相撲部合宿所 由留部　圭祐	督促状（第　30-555-260623-201353）
東京都世田谷区深沢１丁目７－１３　日体大相撲部合宿所 由留部　圭祐	督促状（第　30-555-260628-201391）
東京都板橋区新河岸３丁目４－４－２０３ ＭＡ　ＹＡＯ	督促状（第　30-559-260606-201154）
神奈川県平塚市南豊田３１－１－１０２ ＫＡＬＵＡＲＡＣＨＣＨＩ　ＣＨＡＲＩＴＨ　ＫＡＶＩＮＤＡ	督促状（第　30-660-260510-204057）
東京都府中市西府町４丁目４－３ 岩崎　竜也	督促状（第　30-876-260624-202627）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。